

総務文教常任委員会会議録

(令和6年11月22日)

※一部抜粋

交野市議会

総務文教常任委員会

時 間

10:00～10:47

- 案 件 1. 所管事務調査について
交野市学校教育ビジョンについて
交野市教育大綱について
学校での多様な学びの機会の確保について
2. その他

出席委員（8名）

委 員 長	中 谷 政 人	副 委 員 長	安 部 敬 子
委 員	黒 田 実	委 員	岡 田 伴 昌
委 員	堀 天 地	委 員	松 永 隆 太
委 員	藤 田 茉 里	委 員	山 下 千 穂

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

企画財政部長	苗 村 徹	教育次長兼 教育総務室長	大 湾 喜久男
学校教育部長	内 山 美智子	企画財政部次長	山 埜 勝 哉
学校教育部次長	井 上 成 博	秘書政策課長	松 浦 新太郎
教育総務室長 代 理	堤 下 栄 基	秘書政策課長 代 理	奥 田 朋 史
指導課長	大 隅 昌 之		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 村 健 一	局 次 長	大 湾 桂 子
係 長	竹 村 真 仁	係 員	松 井 彰 宏

(午前10時00分 開議)

1. 委員長（中谷政人） おはようございます。

本日は、総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） おはようございます。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

本日の会議資料は、総務文教常任委員会フォルダー内のR061122フォルダーに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長（中谷政人） これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の所管事務調査についてのうち、交野市学校教育ビジョンについてを議題とします。

パブコメ実施前の計画素案について理事者より説明願ひます。着座で結構です。

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 学校教育ビジョンについてご説明いたします。

本日はお時間いただきましてありがとうございます。

6月20日に1回目の所管事務調査をしていただきました。その後、教育委員会から学校教育審議会へ諮問いたしまして、これまで計6回の審議を経まして、ビジョンの素案となります中間答申をいただいたところでございます。パブコメ前に、今回2回目の所管事務調査をお願いするものです。

説明の前に、2点ご報告とおわびをさせていただきます。

1点目ですけれども、パブコメの広報、ホームページ掲載についてです。

今回、パブコメを11月27日から実施する予定としておりまして、広報への掲載がどうしても11月1日号広報となりました。もちろん、ビジョンの内容等につきましては当委員会開催後のパブコメ開始までには公表はいたしませんけれども、パブコメの実施につきまして事前に周知されることとなりました。

当該ビジョンにつきましては、令和7年度からの計画ですけれども、学校におきましては次年度の教育計画を立てる際に参照することもございますので、3月までに策定すればということではなくて、2月には次期ビジョンを示したいと考えております。そのため、年内にはパブコメを終わらせたいと考えておりました。

また、12月から1月にかけてパブコメをした場合、過去のパブコメのときにも年末年始をまたぐということで通常よりも長く期間を取っていただきたいなどご意見を聞いておりましたので、何とか今回につきましては年末までに終わらせたいということで、11月27日実施となりました。

今回の件も踏まえまして、今後、パブコメの開始時期につきましてはできるだけ月初めとするようにするなど、広報の時期と合うような形で協議していきたいと思っております。

2点目です。先週に、Side Booksのほうに本日の学校教育ビジョンの資料を格納させていただいておりますけれども、その後も種々精査をすることで、本日配付しております正誤表のとおり、文言等の修正をさせていただきたく考えております。

本来でございましたら資料提供をさせていただく前に十分な精査を終えておくべきところですが、このように修正が出ましたことを心からお詫び申し上げます。

今後、このようなことが生じないように十分気をつけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それではこの後、ビジョンの詳細につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

1. 教育総務室長代理（堤下栄基） それでは、学校教育ビジョン素案についてご説明させていただきます。

学校教育ビジョンは、学校教育における教育振興基本計画に準じる計画として中期的な取組の方向性を示す計画として策定するもので、現行の学校教育ビジョンは平成25年に策定され、令和6年度、来年3月に計画期間が満了いたしますことから、次期学校教育ビジョンの策定について、本年6月25日に学校教育審議会に学校教育ビジョンの審議を諮問し、11月13日に審議会より学校教育ビジョンについて中間答申が出されました。

この学校教育ビジョンの策定に当たりましては、分かりやすい表現を使用すること、また、現在、市長が策定されております交野市教育大綱との整合性を図りながら策定しております。

ビジョンの構成といたしましては、目次にありますとおり3章までと用語解説という構成をしております。

まず、第1章では、交野市学校教育ビジョンの基本的な考え方として、策定の背景、子どもたちを取り巻く環境の変化、国の動向について掲載しております。

4ページをご覧ください。

計画の期間を示しております。現行の学校教育ビジョンの計画期間はもともと10年の計画期間、途中11年と変更され、11年間の計画期間とされておりましたが、今回の学校教育ビジョンの計画期間は5年間としております。計画期間を以前の10年から5年へ変更といたしましたのは、これまで以上に急速な社会変化が考えられることを考慮し、審議会でご協議いただき、5年としております。

5年間の計画期間中には、下の図にありますように、これまでどおり毎年、年度ごとのアクションプランを作成し、進行管理を行うことは変わりございません。

5ページから7ページにつきましては、現行の学校教育ビジョンの4つの柱について、これまで取り組んできた事項について掲載しております。

8ページは現行の基本目標、9ページは次期学校教育ビジョンの基本目標を掲載しております。9ページの緑枠の中でございますが、基本目標の1つ目、確かな学びが実感でき、豊かな心を育む質の高い教育の保障。こちらにつきましては、教育大綱案の基本理念、全ての市民に質の高い学びの機会をと、そちらの部分と、基本方針の確かな学び、基礎学力の定着を掲げられており、教育大綱との整合性を図りながら定めたものでございます。

基本目標2つ目、幸福を実感できる子どもの育成・持続可能な社会の担い手づくり。こちらにつきましては、令和5年6月に閣議決定されております教育振興基本計画において、計画のコンセプトとしまして、日本社会に根差したウエルビーイングの向上と持続可能な

社会のつくり手の育成が掲げられておりまして、このウェルビーイング、身体的・精神的・社会的によい状態であること、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念の向上ということから、前半部分は「幸福を実感できる子どもの育成」とし、後半部分は、学校教育基本計画にあります持続可能な社会の担い手の育成から「持続可能な社会の担い手づくり」として基本目標としております。

その下の施策の柱ですが、大きく4つの柱を設けております。

1つ目は、豊かな心と体の育成や一人一人の教育的ニーズへの対応など、児童・生徒の心を育むこととして、「情（こころ）を育む学校」として設けています。

2つ目は、基礎的、基本的な学習内容の定着などの学力の面から、「確かな学びが実感できる学校」として設けています。

3つ目は、学校運営体制の整備・充実を行う、また、教職員の育成や働き方改革などを行うことで適切な学校運営を行うということで、「活力ある学校」ということを設けております。

4つ目は、各施策におきましては教育委員会と学校だけではなく地域の方々との連携が必要になるということがございますので、「地域とともにある学校」として設けております。

続きまして、10ページにつきましては、学校教育の将来像を記載しており、求められる学校像においては、基本目標及び施策の柱を再掲しております。

11ページでございますが、「9年間教育」交野スタイルがございます。令和2年から全ての校区にて小中一貫教育を実施しておりますが、小中9年間について、新しいほうの新規のほうを見ていただきたいんですけども、2つ目の段落に、「子どもたちの状況に応じてカリキュラムを工夫したり、学年を区切って指導上の重点を設ける等、義務教育9年間を一体と捉える『9年間教育』を進めます。」としております。この義務教育9年間を一体として捉えるという考え方ですので、表紙のほうにも、義務教育9年間の質を変え、確かな学力を育てる～「9年間教育」交野スタイル～として掲載しております。

続きまして、12ページでございます。

12ページは今の9年間教育の交野スタイルをイメージとして掲載しておりますが、子供たちの状況に応じたカリキュラム編成の工夫や指導上の重点を設けるため、柔軟な学年段階の区切りは各学校・学年の特色を生かしながら運用を行いまして、9年間教育を取り組むこととなります。こちらについてはイメージでございます。

13ページ、14ページにつきましては、今後の児童・生徒の見通しについて掲載しております。

15ページにつきましては、歴史文化が数ある交野において、ふるさととして交野のまちを感じることができるようにということで、「交野で学ぶ」として掲載しております。

続きまして、16ページ、17ページ、こちらにつきましては、児童・生徒の状況が分かる資料として全国学力・学習状況調査と学校教育調査の一部抜粋を掲載しております。

続きまして、18ページですが、こちらが学校教育ビジョンの展開として基本目標、その基本目標を達成するための施策の柱、施策の柱を実行するための基本施策について、一覧として掲載しております。基本目標及び施策の柱につきましては、先ほど9ページでご説明いたしましたとおりです。基本施策につきましては、施策の柱を実現するためにどの

ようなことを行うかについて記載しております。

一番下の観点でございますが、このページに示されている基本目標、施策の柱、また、それを実現するための基本施策を進めるに当たって、9年間教育を意識しながら進めていくということで、観点としてこちらに示しているものでございます。

次に、19ページから35ページですが、こちら、18ページに示しております基本施策についてどのようなことを行っていくのかをそれぞれ示すものでございます。

19ページでいいますと、豊かな情（こころ）と体の育成においては、緑枠の中で基本施策実現のためにどのようなことに取り組むかを記載し、より具体的には、下に示している施策を行うというものでございます。以下、基本施策に示しておりますとおり、15の基本施策についてそれぞれ掲載しております。

36ページからにつきましては、ビジョン内で使用する用語については一般の方はなじみがない用語もございますので、用語の解説として掲載しております。

以上が学校教育ビジョン素案の説明でございますが、今後、11月27日から12月26日までパブリックコメントを予定しております。

以上でございます。

1. 委員長（中谷政人） 説明はお聞きの次第です。本件に関し質疑等ありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ないようですので、本件についての質疑は終了します。

次回は、パブコメ実施後に調査を行いたいと思います。

ちょっとここで、私から1点、お話をさせていただきます。

本日の素案に関して、多くの訂正が確認されたと。しかもそれが委員さんに、Side Booksに上げた後の訂正ということで、今後しっかり、素案、また資料の作成に当たっては十分配慮していただいて、正確なものを上げていただきますようよろしくお願いいたします。

もう一点が、パブリックコメントの時期が委員会の報告前に発表されてしまっていると。大変遺憾に思います。今後このようなことは絶対ないように十分注意していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの案件に関係のない理事者は退席していただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、交野市教育大綱についてを議題とします。

パブコメ実施後の計画案について理事者より説明願います。

1. 企画財政部長（苗村 徹） それでは、交野市教育大綱のパブリックコメント手続結果概要についてご報告を申し上げます。資料のほうは、フォルダー内のパブリックコメント手続結果概要のほうをご覧ください。

教育大綱のパブリックコメントにつきましては、10月1日から10月31日までの一月間で実施をさせていただきました。受け付けた意見の数といたしましては提出人数4名、いただいたご意見については11件という形になってございます。いただいた意見につきましては、1ページ目の下表から順に、いただいた意見をそのまま掲載をさせていただいておりますが、かなり長文のものもございますので、ポイントを絞って意見の概要と、質

間に対する市の考え方というところを説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

説明につきましては、秘書政策課課長の松浦からさせていただきます。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） そうしましたら、パブリックコメント手続結果概要の内容につきまして、私のほうからかいつまんでご説明をさせていただきます。

教育大綱につきましては、1つの基本理念並びに4つの基本方針から成っております、それぞれに対する意見が2件、9件、合わせて11件となっております。

意見に係る内容をご説明いたしますが、今回、意見等により教育大綱素案を修正するには至らなかったということをお知らせしておきます。

そうしましたら、1ページ目下にあります、意見に対する考え方対応の（1）基本理念に関する意見をご覧くださいと思います。

意見としては大きく2件出ております。

1つ目の意見でございますけれども、概要といたしましては、2年間の教育大綱であっても、教育であるからこそ、ころころ変わる方針ではあってはならない。質の高い教育の提供というところは当然なので、その内容について子供たちの将来像を語るべきだという意見が1件目。

2件目につきましては、何をもちいて理念上に公平性、公正性を上げているのかが理解できない。逆に、交野市では公平・公正ではない義務教育を行っているかのように見えるというようなご意見をいただいております。

意見に対する考え方、対応についてご説明します。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により地方公共団体の長が定めるものとされており、その趣旨は、地方公共団体の長に大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進、こちらとされています。

次のページをご覧ください。

大綱案の基本理念である「全ての市民に、質の高い学びの機会を～地域全体で公正・公平な教育環境の実現～」は、民意を代表する立場である市長が地域住民の意向を踏まえ、期間中に掲げるべき理念として定めたものです。また、大綱案が対象とする期間につきましては、地方公共団体の長の任期を踏まえて設定できるものと文部科学省の通知においてもされていることから、現市長の任期と整合を持たせるために2年間としているということで、考え方をお示しさせていただきます。

続きまして、2ページ目の真ん中盤以降、基本方針に関する意見ということで4つの基本方針を定めておりますので、順に、基本方針1に関するところの意見からご説明させていただきます。

基本方針1に関する意見としては、まず、二度と小中一貫校の建設を進めませんということが入っております。こちらの否定的な内容を基本的な方針に掲げるのはいかがかという部分。それから、中学校区に対する学園の名称も、しっかり取り組まれている、前向きな方針にさせていただきたいというところ。さらには、学校が設定する教育課程は教育委員会の独自性、独立性があるため、市長としても確保すべきだというご意見。

2つ目のご意見といたしましても同様に、二度とという表現はいかがなものかという

ころ。あと、学園の名称についても、定着しかけているのではないかというご意見でございました。

こちらの2点に対する考え方でございますが、小中一貫校の建設には多額の財政負担が生じることと併せて、市内で学ぶ子供たちの施設格差が過大になることを憂慮し、基本理念の表現を定めるとともに、大綱の期間中においては新たに小中一貫校の建設は進めないということを明記したものです。また、学園の名称についても、新たに小中一貫校の建設を進めるものと市民の誤解が生じかねないことから明記したものです。今後も6・3制を堅持しながら小学校と中学校を緊密に連携させた教育を推進する方針であり、教育委員会が管理し執行する事務に対して介入するという意図はありませんという考え方を示させていただいております。

3ページ目の中段、3つ目のご意見でございます。こちらはかなり長いご意見なんですけれども、教育大綱の根拠に触れられた上で、基本的な方針として国が策定する第4期教育振興基本計画の内容を参酌するとされているが、そこの関係についてのご意見でございます。

回答といたしましては、3ページ目の中段でございますけれども、教育大綱の策定に当たっては文科省通知において、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌しつつ、地域によって教育課題が様々であるため、地方公共団体の長は地域の实情に応じて大綱を策定するものとされているとされております。大綱案の基本理念や基本方針は、民意を代表する立場である市長が地域住民の意向を踏まえ定めたものであり、これらの方針に基づき、本市教育委員会において、教育振興基本計画に準じる計画として交野市学校教育ビジョンを策定し、学校教育における具体的な取組をお示しする予定ですというような回答とさせてもらっております。

4ページ目、4つ目、5つ目のご意見につきましては、具体的な文面の改定並びに追加を求めるご意見でございます。4番目の④の意見であれば、教育委員会の指導課、こども園課の連携というような、個別の課名について追記してほしいという意見。5番目の意見としましては、小・中学校の児童会選挙、生徒会選挙を支援することで、政治への参加意欲につなげる一助とするということを追加してはどうかというご意見でございます。

市の考え方といたしましては、個別具体的な取組につきましては、今般のこの教育大綱の趣旨を踏まえてそれぞれの所管にて検討を進めていくものと考えています。貴重なご意見として参考にさせていただきますという対応とさせてもらっております。

続きまして、4ページ目の中段、基本方針の2番目に関することでございます。⑥意見といたしましては、新設校は、市の財政を鑑みると、市内一斉に新校舎を建設するということは不可能なので、これに関して不公平とは考えないと。備品の更新等を殊さらアピールするように掲げることはいかがかということのご意見でございました。

これに対する市の考え方といたしましては、大綱案の基本理念や基本方針は、民意を代表する立場である市長が地域住民の意向を踏まえ定めたものである。小中一貫校の建設には多額の財政負担が生じることと併せて、市内で学ぶ子供たちの施設格差が過大となることを憂慮し、基本理念の表現を定めるとともに、大綱の期間中においては新たに新小中一貫校の建設は進めないこと、既存校の学習環境を向上させることを明記したものですという考え方を示させてもらっております。

続きまして、基本方針の1と2にまたがるような形でご意見でございます。こちらのご意見、⑦でございますが、かなり長いご意見でございます。大きく4点ほどの内容に分かれてはおるんですけども、かいつまんでご説明しますと、まず最初には、小中一貫教育が施設一体型小中一貫校の建設を目的としたものではないということは言うまでもないという前提の下、当然施設格差も生じるということについて書かれております。さらに2点目としましては、学園の呼称というところについても成果を生んでいるのではないかということについて。3点目としては、コミュニティ・スクールについて期待しているという内容で、最後は、6ページ目の中段、教育課程編成等については学校の裁量権となるということをご踏まえてほしいというようなご意見になっております。

こちらに係る意見としましては、4ページ目の下段⑦でございます。ちょっとこれまでと重複する部分もあるんですけども、小中一貫校の建設には多額の財政負担が生じることと併せて、市内で学ぶ子供たちの施設格差が過大になることを憂慮し、基本理念の表現を定めるとともに、大綱の期間中においては新たに小中一貫校の建設を進めないことを明記したものである。また、学園の名称についても、新たに小中一貫校の建設を進めるものと市民の誤解が生じかねないことから明記したものである。今後も6・3制を堅持しながら、小学校、中学校を緊密に連携させた教育を推進する方針であり、教育委員会が管理し執行する事務に対して介入する意図はないとようなところについて、改めて意見として示させてもらっております。

最後、6ページ目の下段でございます。基本方針3に関することとして、具体的な訂正案と追加の案が示されております。⑧、⑨でございます。⑧に関しましては、具体的に、生徒指導担当教諭の配置を全小・中学校に実現させることであるとか、スクールカウンセラー等の実効性を高めるといったような内容を入れるべきだということ、7ページ目上段の9番目の意見は、小・中学校に定員枠を設けることや、学校選択制を導入することについての意見でございます。

こちらのこれに対する考え方といたしましては、8番、9番とも、具体的な取組については教育大綱の趣旨を踏まえてそれぞれの所管にて進めていくものと考えているため、このご意見につきましては、貴重なご意見として参考とさせていただきますという形での考え方を示させていただいたものでございます。

以上、かいつまんでのご説明とはなりますが、内容につきまして市の考え方は以上でございます。よろしく申し上げます。

1. 委員長（中谷政人） 説明はお聞きの次第です。本件に関し質疑等ありましたらどうぞ。

1. 委員（黒田 実） 質疑というか確認で、質問させていただきます。

パブコメについての、いろいろと今説明をいただきまして、前回でも私はちょっと私の考えとして申し上げた、建設しないとかそんな大綱はあり得ないよねということで、パブコメにもそういったご意見が寄せられておるんですけども、それに対して市としての考え方について、総じて、小中一貫校の建設には多額の財政負担が生じること。でもこれ、考えてみたら、各校を建て替えても財政負担は多額になるわけで、これを殊さら答えとして返す、市としてのコメントとして大きく掲げているということ。

それともう一つは、施設格差が過大となるということなんですけれども、これは何ですか、一体型の学校を造ることが格差があるのか。それとも、その建て替えの時期は、これ

から順次やっていくわけであって、そういった老朽化度合い等々において時期的に格差が生じるということなのか。こういう書き方をされると、極めて何か、学校をリニューアルすることそれ自体がもう格差になってしまうと。ならばもう一気に建て替えなさいよというような話にしかならないんで、ちょっとこの2点。

一校は財政負担が多額だとおっしゃっているけれども、その意味が分かりません。それから施設格差、これも何をおっしゃっているのか分からないので、説明をお願いします。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

今回の教育大綱に関しましては、まず、市長のほうが市長任期に合わせて2年間という期限の中で、市長の方針として考えているところをまとめたものでございますので、この2年間に関してどのように取り組んでいくのかといったところを記載されたものというところが、まず前提になってこようかと思えます。その中で、この2年間の間においては財政負担が多額となるといったところを憂慮して、この2年間においては新たな学校建設のほうはしないということ並びにこの2年間においては今般のみらい学園とその他の既存校の間で施設の面の、当然きれいであるかきれいでないか、新しい机とかが使われているか、そういったものも含めて学ぶ環境として格差が生じるのではないかと、ここに注目されて、その格差を埋めるべきではないのかという方針を掲げたものでございます。

以上でございます。

1. 委員（黒田 実） 全然、やっぱりもう理解できません。

前提として2年間だという限定でおっしゃるんだけれども、2年間で次また新たに学校を造るなんてことはあり得ない。そんなもの誰でも分かっていることです。2年間で限定しているからといって、ここまで言うてしまうと、こちらとしては、いや2年間ですよと言うんですけれども、これ教育大綱いうたら将来へ続くものですから、将来にわたって、やはりそういった在り方も何か非常に大きく否定している。そういった考え方も市として認めていないという、やはり印象になります。いや、印象というか、そうなっちゃうんです。そこはちょっと詭弁ですね。2年間に限定していますといっても、ここまでの表現をされるということは、極めて私は大綱としてもうふさわしくない、そういう詭弁のような大綱だったら、もうそこまで2年間だったら、2年間で言えることしか言っていないんですということなんですけれども、これ、将来にわたることなので。

それともう一つ、多額の負担が生じるということについて、2年間いうたら、私言いましたように、この2年間、新たに学校なんて建設なんていうことは事実上あり得ないです。でも、将来にわたってきっと多額な負担をしていかなくちゃいけないわけですから、こういう書きぶりもやはり、極めて市民の皆さんに大きな誤解を生むというふうに申し上げておきます。

ぜひもう一度、パブコメ終わって最終これを本大綱として策定されるのかどうかについては、やはりよくよく考えていただきたいということを申し上げます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑等ありましたらどうぞ。

1. 委員（藤田茉里） 2点あるんですけれども、1点は、今回のパブコメの実施に当たってはL o G oチャットでも取り組まれたと思うんですけれども、そちらを活用しての回答というのがあったのかどうかということと、あと、これは意見なんですけれども、寄せられた意見の中で、教育委員会が管理するところまで政治というところが介入しているんじゃないかと

というような趣旨のご意見が幾つか寄せられていたということで、市の回答としては、教育委員会が管理し執行する事務に対して介入する意図はありませんというふうにつきり回答はしていただいているんですけれども、やはりそうした印象を受ける市民も少なからずいたのかなというふうに感じるので、そこは今後、実際にこの教育大綱を基に交野市の教育が進められていく中で、重々注意を払っていただきたい点ではあるなというふうに思います。これは意見として言わせていただきたいと思います。

以上です。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

1点目のご質問で、L o G oチャットで今回意見を募集したという、我々としてもちょっとチャレンジしてみたところではあります。提出人数4人のうちの2名がL o G oチャットでの回答ということだったので、率としてはかなり高いのかなというふうに受け止めております。

以上です。

1. 委員（藤田菜里） L o G oチャットの募集というのは、どんな媒体を使って広報したのか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） 広報誌と、それからホームページの2つでございます。

1. 委員（藤田菜里） 広報誌とホームページで、2名実際に使われたということなんですけれども、今後の参考として、また交野市の公式L I N EとかそういうところにもQRコードを載せていただいて適宜広報していただくとか、回答者数としては少ないなと思いますので、より幅広い人がこの教育大綱を目にして自分の意見を述べられる機会というのを確保していただければというふうに思いますので、また引き続き努力していただければと思います。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑等ありましたらどうぞ。

1. 委員（岡田伴昌） 3ページで、これもお答えはまだホームページ上で返してないんですね。いっぱい返された3番で、市民を代表する立場である市長が地域住民の意向を踏まえ定めたもの。地域住民の意向を踏まえ、この地域住民の意向というのは、どこをもって地域住民の声なんやろうという気がするんですよ。これだけ、10件くらい兼ねているんですから。その示す根拠というものはいかがですか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） 市長が選挙をもって公約を掲げて当選されたといったことで、市長が一定の民意を反映されたご意見をお持ちだということはあろうかと思うんですけれども、そもそも文科省のほうの考え方としても、この教育大綱制度というのを平成26年の法改正で導入した際も、本来教育というのは教育委員会の権限の中で行われるものではございますが、そこに地域住民の意向のより一層の反映、こちらを図ることを目的として定めるべしということで掲げられております。市町村によって大綱の立て方、内容の記載のところについてはかなりちょっと幅がありまして、これが教育大綱としてかちつとした形であるといったものは実は定めはございません。その中で、今回、山本市長が、これまでは教育大綱は5年のスパンであって市長の任期と一致をしておらなかったんですけれども、市長の意見、意向をより教育大綱の中に入れるべきということで期間のほうを修正したというところもありますので、市長の色といいますか、考えられていらっしゃるということのより一層明確に反映されるような形に今回はちょっとなったというふうにご理解いただければと思います。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑等ありましたらどうぞ。

(発言する者なし)

1. 委員長（中谷政人） ほかにないようですので、本件についての質疑は終了します。

ここで1点、先ほどの藤田委員からのご質問で、L o G o チャットということで質問ありましたが、正しくはL o G o フォームということですので、L o G o フォームという形で訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件に関する調査はこれで終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、本件に関する調査はこれで終了します。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 中谷政人